

蓮田都市計画 高度利用地区の変更(蓮田市決定)

蓮田都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率の 最高限度及び最低限度		建ぺい率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	備 考
		最高限度	最低限度			
高度利用地区 (本町地区)	約1.9ha	45/10	15/10	7/10	200㎡	区域面積の変更 (約 27㎡)
合 計	約1.9ha					

ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物、又は同条第5項第1号に該当する建築物にあつては、1/10を加えた数値とする。

また、壁面の位置の制限については、公共用歩廊その他これに類する公益上必要な建築物で通行上支障のないものについてはこの限りではない。

なお、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度については、建築基準法第52条第14項第1号に該当する建築物で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合においてはこの限りではない。

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

<理 由>

都市機能の更新と土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、高度利用地区を定めた本地区において、都市再開発法に基づく市街地再開発事業に関する都市計画を変更するにあたり、当該高度利用地区を変更するものです。(区域の変更)